

第 11 章 処分

第 121 条 (目的)

本章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）第 2 章倫理に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、第 2 章倫理違反行為に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

第 122 条 (適用範囲)

本章の適用範囲は、第 2 章倫理第 6 条に規定する評議員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本協会関係者（以下「関係者等」という）とする。

第 123 条 (違反行為)

本章の定める違反行為とは、第 2 章倫理第 7 条から第 18 条のいずれかに該当する行為をいう。

- 2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

第 124 条 (処分)

本協会は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の処分をすることができる。

- (1) 評議員、役員、定款第 26 条に定める名誉会長等、及び専門部及び各専門委員会の委員に対する処分

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

解任 書面での通知をもってその役職を解く

- (2) 職員に対する処分

就業規則第 10 章に定める懲戒処分とする

- (3) 登録を行っている者に対する処分

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止、又は有限期間停止する

資格剥奪 書面での通知をもってその登録を抹消する

その他 競技会への出場禁止、始末書の提出他

- (4) その他の本協会関係者に対する処分

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

- 2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。

- 3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規定による。

第 125 条 (手続)

処分の対象となる事案が判明した場合、倫理委員会で事案を審査し、処分を検討し、理事会に上程する。理事会は、倫理委員会からの報告内容について審議し、決議を経て処分を決定する。

- 2 前条（1）評議員、役員に対する処分のうち、解任においては、定款第 11 条及び第 24 条の定めに従う。
- 3 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、理事会（前項の場合は及び評議員会）において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第 126 条（不服申立）

本協会の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。